

益資金保証実施要領

1. 目的

この保証は、県下の中小企業者に対して季節資金の需要に迅速に対応し、中小企業の振興に寄与することを目的とする。

2. 取扱金融機関

約定書の締結金融機関とする。

3. 保証条件

- | | |
|------------|----------------------------|
| (1) 資金用途 | 運転資金 |
| (2) 保証金額 | 1企業者あたり5,000万円以内 |
| (3) 返済方法 | 分割払いまたは一時払い |
| (4) 保証期間 | 6ヵ月以内 |
| (5) 保証取扱期間 | 平成26年6月1日～8月31日 |
| (6) 保証期限 | 平成27年2月28日 |
| (7) 保証人 | 原則として、法人代表者以外の連帯保証人を徴求しない。 |
| (8) 担保 | 必要に応じて徴求する。 |
| (9) 保証料率 | 信用保証協会所定料率とする。 |
| (10) 貸付利率 | 金融機関所定の利率とする。 |

4. その他

この要領に定めない事項については、一般保証の例に準ずる。